

# 建設技術審査証明協議会 会則

## 第1章 総 則

### (名称)

#### 第1条

この会は、建設技術審査証明協議会（以下、「協議会」という。）という。

### (目的)

#### 第2条

この協議会は、民間における研究開発の促進及び新技術の建設事業への適正かつ迅速な導入に資するため、会員が実施する建設技術審査証明事業の透明性、公平性及び客観性の確保並びに審査の社会的信頼性の維持を図り、もって建設技術の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

#### 第3条

この会則において「建設技術審査証明事業」とは、民間において自主的に研究・開発された建設技術について、協議会が定める「建設技術審査証明事業実施基準」に従って会員が行う審査、証明等をいう。

## 第2章 協議会の活動

### (協議会の活動)

#### 第4条

この協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号の活動を行う。

- 一 建設技術審査証明事業実施基準の作成等
- 二 建設技術審査証明事業の実施に関する情報交換
- 三 建設技術審査証明事業の広報及び普及活動
- 四 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

## 第3章 会員

### (会員)

#### 第5条

会員は、次の各項の要件を満たし、建設技術審査証明事業を実施する法人であって、協議会の目的に賛同する法人とする。

- 一 一般社団法人及び一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人若しくは公益的な事業を実施するその他の法人であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。
- イ 役員等が建設技術審査証明事業の実施に関して公正で誠実な者であること。
- ロ 建設技術審査証明事業以外の事業を併せて行っている場合には、当該事業の実施の影響を受けず建設技術審査証明事業の運営が公正に実施されるものであること。
- ハ 建設技術審査証明事業を的確かつ円滑に実施するために必要な財産的基礎及び実務的能力を有するものであること。

- ニ その他建設技術審査証明事業を実施するにふさわしいものであること。
- 二 その建設技術審査証明事業が全国的な規模で実施されるものであること。
- 三 その建設技術審査証明事業の実施方法を定めた要領（以下、「実施要領」という。）が、第4条第一号により作成された建設技術審査証明事業実施基準を満たすものであること。

### （会員の責務）

- 第6条** 会員は、社会的信用の保持に努め、この会則を遵守し、建設技術審査証明事業を適切かつ公正に行わなければならない。
- 2 会員は、協議会の活動に協力し、協議会の決定に従うものとする。

### （入会）

- 第7条** この協議会に入会を希望する法人は、その名称、代表者の氏名、住所及び建設技術審査証明事業の名称を記した書類に、次に掲げる書類を添えて協議会に申請しなければならない。
- 一 寄付行為又は定款（以下、「寄付行為等」という。）
  - 二 役員の名簿及び履歴書
  - 三 申請の日に属する事業年度の直前の事業年度末における財産目録及び財産の権利関係を証する書類
  - 四 申請の日に属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
  - 五 実施要領
  - 六 建設技術審査証明事業に関する事務組織を記載した書類
  - 七 その他参考となる事項を記載した書類
- 2 前項第四号に掲げる書類は、建設技術審査証明事業に係る事項と他の事業に係る事業とを区分して記載したものでなければならない。
- 3 協議会は、提出された書類に基づき、第5条の要件を満たすことについて、審査及び承認を行うものとする。
- 4 この協議会に入会を希望する法人は、別途協議会が定める入会手続きに必要な書面審査必要経費、実地審査必要経費及びその他必要経費を納入しなければならない。

### （退会）

- 第8条** 会員は、退会する旨を記した書類を協議会に提出することにより任意に退会することができる。

- 第9条** 会員は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに退会しなければならない。
- 一 会員が自ら建設技術審査証明事業を廃止した場合
  - 二 会員が第5条に掲げる要件を満たさなくなった場合

### (除名)

- 第10条** 協議会は、次の各号の一に該当した会員を除名することができる。
- 一 協議会の会則に違反した者。
  - 二 協議会の名誉を傷つけ、社会的信用を失墜する行為をした者。
  - 三 1年以上に亘り、負担すべき経費を負担しない者。
  - 四 第9条の規定に違反して退会しない者。
- 2** 除名された会員が交付した審査証明書は、審査証明書の当初の有効期間満了時まで有効とする。なお、除名された会員は、有効期限内の審査証明書に係わる依頼者より提出された資料、委員会資料、報告書等の全ての資料等を事務局へ提出するものとする。

## 第4章 組織及び運営

### (協議会の組織構成)

- 第11条** 協議会には、委員会、監事、幹事会及び事務局をおく。

### (委員会)

- 第12条** 委員会は、委員をもって構成する。委員は、各会員が当該会員の役員の中から各1名選任する。
- 2** 委員会には委員長をおく。委員長は、委員会で互選により定めた会員の委員があたり、委員会の会務を統括する。
  - 3** 委員長は、委員会の議長を務める。
  - 4** 委員長の任期は選任された翌年の年度当初の委員会における改選時までとし、再任を妨げない。
  - 5** 委員長が任期途中で交代する場合の後任の委員長の任期は、前任の委員長の残任期とする。

- 第13条** 委員会は、委員長の召集により年1回以上開催し、次の各号に掲げる会務を執行する。なお、会員より要請があった場合又は委員長が必要と認めた場合は、委員会を随時開催することができる。
- 一 会則の改廃
  - 二 第4条第一号に規定する実施基準の作成、改廃
  - 三 協議会の事業計画、予算、決算等に関する審議等
  - 四 監事の選任
  - 五 入会、除名等に関する審議等
  - 六 その他協議会の運営に必要な事項の審議等

### (委員会の定足数)

- 第14条** 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開会することはできない。ただし、やむを得ない理由のため、委員会に出席できない委員は、当該会員の幹事を代理人として出席させることができる。

### (委員会の議決)

- 第15条** 委員会の議決をもって協議会の決定とする。
- 2 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、入会及び除名に係わる議決は3分の2以上をもって決する。

### (監事)

- 第16条** 監事は、委員会において、2名選任する。
- 2 監事は、委員長が所属する会員及び幹事長が所属する会員以外の会員の委員以外の役員とし、任期は選任された翌年の年度当初の委員会における改選時までとする。
- 3 監事は、会計を監査する。
- 4 監事が任期途中で交代する場合の後任の監事の任期は、前任の監事の残任期とする。

### (幹事会)

- 第17条** 幹事会は、幹事をもって構成する。幹事は、各会員が当該会員の建設技術審査証明事業を担当する職員の中から各1名選任する。
- 2 幹事会には幹事長をおく。幹事長は、幹事会で互選により定めた会員の幹事があたり、幹事会の会務を統括する。
- 3 幹事長は、幹事会の議長を務める。
- 4 幹事長は、幹事会の審議結果を委員会に報告する。
- 5 幹事長の任期は選任された翌年の年度当初の幹事会における改選時までとし、再任を妨げない。
- 6 幹事長が任期途中で交代する場合の後任の幹事長の任期は、前任の幹事長の残任期とする。

- 第18条** 幹事会は、幹事長の召集により年2回以上開催し、次の各号に掲げる会務を執行する。なお、会員より要請があった場合など、幹事長が必要と認めた場合は、臨時幹事会を開催することができる。
- 一 第4条第二号から第四号に規定する事項の審議等
  - 二 委員会に付議し、又は報告すべき事項の審議等
  - 三 委員会から付託された事項の審議等
  - 四 その他幹事長が必要と認める事項の審議等

### (幹事会の定足数)

- 第19条** 幹事会は、幹事の3分の2以上が出席しなければ開会することはできない。ただし、やむを得ない理由のため、幹事会に出席できない幹事は、当該会員の建設技術審査証明事業を担当している職員を代理人として出席させることができる。

### (幹事会の議決)

- 第20条** 幹事会の議決は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。

### **(事務局)**

- 第21条** 事務局は、幹事長が所属する会員があたり、次の各号に掲げる事務を行う。
- 一 協議会の収支事務
  - 二 委員会等の会議の運営に関する事務
  - 三 1年間の活動報告書の作成と会員への配付に関する事務
  - 四 その他協議会の活動に関する事務

### **(経費及び会計)**

- 第22条** この協議会の運営・管理等に必要な経費は、年会費等からなる会費等をもってあてる。
- 2 会員は、委員会において定めた各会員同額の年会費の請求が事務局からあった場合には、遅滞なく納入しなければならない。
  - 3 既納の会費等は、一切返還しない。
  - 4 事務局は、当該年度の会計の収支に係わる監査を受けるものとする。
  - 5 会計の収支は、年1回委員会で当該年度の幹事長が報告する。
  - 6 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

## **第5章 建設技術審査証明事業の実施**

### **(建設技術審査証明事業の実施)**

- 第23条** 会員は、それぞれが定めた実施要領に基づき、それぞれの代表者の責任において建設技術審査証明事業を実施するものとする。
- 2 会員は、建設技術審査証明事業の実施状況について、協議会へ報告するものとする。

## **第6章 審査章**

### **(審査章)**

- 第24条** 協議会は、建設技術審査証明事業によって、審査、証明された建設技術であることを証する標章（以下、「審査章」という。）を定め、保有し、会員に発行するものとする。
- 2 会員は、建設技術審査証明事業に審査章を使用することができる。
  - 3 会員は、不適切に審査章が利用されることのないよう努めるものとする。

## **第7章 その他**

### **(変更の報告等)**

- 第25条** 会員は、その名称、住所、寄付行為等、建設技術審査証明事業に関する事務組織又は実施要領等につき建設技術審査証明事業に関する変更を行ったときは、速やかにその変更内容及び時期を協議会に報告しなければならない。

**(雑則)**  
**第26条**

この会則に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、委員会の議決により定める。

**附 則**

- 1 この会則は、平成13年1月10日より施行する。
- 2 この協議会の最初の委員長、監事及び幹事長の任期は、平成14年3月31日までとする。
- 3 この協議会の最初の会計年度は、平成14年3月31日までとする。
- 4 この協議会の最初の事業計画及び予算は、最初の委員会で定めるところによる。
- 5 この協議会の最初の会員は、設立者の承認によるものとする。

**附 則**

- 1 この会則は、平成14年10月22日より施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、平成17年4月1日より施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、平成20年12月1日より施行する。
- 2 平成18年法律第50号による特例民法法人については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この会則は、平成25年6月21日より施行する。